

日本語教育機関審査内規

平成 5 年 1 2 月 1 4 日
財団法人日本語教育振興協会
審 査 委 員 会

日本語教育機関の審査に当たっては、「日本語教育機関の運営に関する基準」(以下「基準」という。)によるほか、下記によるものとする。

1. 修業期間

修業期間は、合理的な理由がある場合に限り 6 か月も認めることができるものとする。

2. 学年の始期及び終期

- (1) 原則として、学年の始期は、4 月及び 1 0 月の年 2 度までとし、随時に入学させるケース(随時入学)は認めないものとする。
- (2) 前項の規定によりがたい理由があり、そのための教員数、施設・設備等の条件を備えている場合は、1 月及び 7 月を学年の始期とすることを認めることができるものとする。ただし、学年の始期は、年 4 度を超えないものとする。
- (3) 学年の終期は、設置コースの修業期間の終了時期とする。ただし、進学コースにあつては、学年の終期は、3 月とする。

3. 1 単位時間

1 単位時間は、原則として 4 5 分を下回らないものとする。

4. 授業時数

授業時数は、基準に定める時間（1 年間にわたり 7 6 0 時間以上、かつ、1 週間当たり 2 0 時間以上）とするが、修業期間が 6 か月の場合には、3 8 0 時間以上で、かつ、1 週間当たり 2 0 時間以上とする。

5. 生徒数

収容定員は、教員数、校舎面積、教室面積、設備等に応じた適切なものとする。

なお、新たに日本語教育機関を開設する場合の当初の収容定員は、原則として 1 0 0 人を超えないものとする。

6. 授業科目

授業科目は、日本語学習者の目的に応じたふさわしいものを開設するものとする。

7. 二部制

午前の部、午後の部等のいわゆる二部制は認めることとするが、三部制は認めないものとする。授業は、昼間において行うものとし、早朝又は夜間の授業は、認めないものとする。

7 の 2. 在籍管理

- (1) 生徒の出席管理を徹底し、出席状況の良好でない者については、改善指導を行うものとする。
- (2) 入学許可書発行簿、学籍簿、出席簿など生徒の教育・指導関係書類を整備し、かつ、適正

に管理するものとする。

- (3) 生徒の資格外活動について、正確に把握し、違法な活動を行わないよう適切な指導を行うものとする。

8. 教員数等

(1) 専任教員

専任教員は、この基準の対象となるコース等に本務として従事している者であり、専任か否かは、勤務時間数(フルタイム勤務か否か。)、給与等(月給か時間給か。)、社会保険の有無、他の職業に就いているか否か、授業担当時間数などによって総合的に判断するものとする。

なお、二つ以上の日本語教育機関において同時に専任の教員になることはできない。

(2) 教員数等

二部制の教員数については、基準に基づき、合計収容定員に必要な教員数とする。

なお、必要な有資格教員数を確保できない場合は、収容定員を調整することができる。

教員の1週間当たりの授業担当時間数は、おおむね25時間を超えないものとする。

9. 教員の資格

基準11(教員の資格)第四号の「日本語教育に関し、専門的な知識、能力等を有するもの」とは、学士の学位を有する者及び高等学校において教諭の経験のある者については、学校、専修学校、各種学校等における日本語に関する教育若しくは研究に関する業務に1年以上従事した者又は420時間以上日本語教育に関する研修を受講した者とする。

日本語の教員としての資格を満たさない者については、収容定員に必要な教員数として認めないものとする。

10. 校長・教員の欠格事由

基準12(校長・教員の欠格事由)の第一号から第五号については、原則として申請書類(個人調書や履歴書)により確認するものとする。

なお、必要に応じ関係機関に対し照会することができるものとする。

11. 位置及び環境

機関の位置及び環境は、教育上及び保健衛生上適切なものとし、同一建物内に風俗営業施設又は風俗関連営業施設と同居することは、原則として認めないものとする。

地下の教室及び窓のない教室は、原則として認めないものとする。

12. 校地・校舎

- (1) 分校及び本校から徒歩で10分以上を要する場所にある校舎、教室等は、独立した機関として取り扱うものとする。

なお、分校については、2校を限度とするものとする。

- (2) 従来の基準により認定された機関が、賃借権の設定を行う場合は、2年以上とするものとする。

- (3) 平成7年10月以降に開設しようとする日本語教育機関の校地及び校舎については、原則として自己所有とするものとする。ただし、国や地方公共団体などの所有で譲渡ができないなどの特別な事情がある場合は、20年以上の賃借権又は地上権が設定されており、日本語教育機関の運営上支障がないことが確実であると認められる場合には、自己所有であることを要しないものとする。

また、日本語教育機関設置者が校地及び校舎を担保として貸付け又は融資を受けようとする

場合には、日本語教育機関の運営上支障がないことが確実であると認められるとともに、確実な金融機関が行う貸付け又は融資に限るものとする。

(4) 土地・建物の権利関係については、登記簿謄本等で確認するものとする。

13. 校舎面積等

(1) 日本語教育と同時に専ら日本語教育以外の教育も行っている場合は、当該日本語教育機関の校舎の延べ床面積を日本語学習者とその他の学習者の合計の収容定員数で除するものとする。

(2) 普通教室の面積は、各教室ごとに、同時に授業を行う生徒一人当たり1.5㎡を下回らないものとする。

14. 設備等

机、椅子、黒板などの教育を行うに当たって最小限必要と考えられる設備のレンタルは、認めないものとする。

15. 設置者

設置者（法人の場合には、当該日本語教育機関の経営を担当する役員を含む。）には、10の規定を準用する。

16. 経営

(1) 生徒納付金の額、経常経費、支出額等が適切なものであること。

(2) 申請時において、生徒からの納入金総額と経常的経費の総額との収支比率が適正なものであること。

17. 生活指導担当者

(1) 生活指導担当者は、基準20（生活指導）及び留意事項3の趣旨を踏まえて、生徒に対し適切な生活指導及び進路指導を行うものとする。

(2) 生活指導担当者は、常勤の教員又は常勤の事務職員が兼務しても差し支えないものとする。また、生活指導担当者には10の規定を準用する。

18. 名称

既存機関等の名称と同一の名称は、認めないものとする。

19. 規則

基準に定める事項を盛り込んだ規則を新たに制定する場合又は変更する場合には、別紙「日本語教育機関規則（モデル）」を参考にして制定・整備するものとする。

20. 機関の運営

機関の運営が円滑に行われるための体制が整えられているものであること。

日本語教育機関規則(モデル)

第1章 総 則

(目的)

第1条 本学は、外国人に対する日本語教育を行い、(併せて〇〇〇〇を行い、) 〇〇〇〇を図り、もって〇〇〇〇の発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本学は、〇〇〇〇という。

(位置)

第3条 本学は、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地(〇〇ビル内)に置く。

第2章 コース、修業期間、収容定員及び休業日

(コース・修業期間・収容定員)

第4条 本学のコース、修業期間、収容定員及びクラス数は、次の表のとおりとする。

第1部・第2部	コース名	修業期間	収容定員	クラス数	備 考
第 1 部	〇〇〇コース	〇年〇月	〇〇人	〇クラス	例) 4月生…〇人 10月生…〇人
	〇〇〇コース	〇年〇月	〇〇人	〇クラス	4月生…〇人 10月生…〇人
	小 計		〇〇人	〇クラス	4月生…〇人 10月生…〇人
第 2 部	〇〇〇コース	〇年〇月	〇〇人	〇クラス	例) 4月生…〇人 10月生…〇人
	〇〇〇コース	〇年〇月	〇〇人	〇クラス	4月生…〇人 10月生…〇人
	小 計		〇〇人	〇クラス	4月生…〇人 10月生…〇人
計			〇〇人	〇クラス	

(始期・終期等)

第5条 本学の各コースは、〇月(又は〇月)に始まり、〇月(又は〇月)に終わる。

2 前項の期間を分けて、次の学期とする。

- (1) 第1学期 〇月〇日から〇月〇日まで
- (2) 第2学期 〇月〇日から〇月〇日まで

.....

《一年を超えるコースの場合は、学年制に規定を置くことも可》

(休業日)

第6条 本学の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日
- (2) 日曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
- (4) 夏季休業（〇月〇日から〇月〇日まで）
- (5) 冬季休業（〇月〇日から〇月〇日まで）
- (6) 春季休業（〇月〇日から〇月〇日まで）

.....

2 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。

3 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

(授業の終始時刻)

第7条 授業の終始時刻は、校長が定める。

第3章 教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織

(教育課程)

第8条 本学の各コース別の教育課程及び授業時数は、次のとおりとする。ただし、ここにいう授業時数の1単位時間は、〇〇分とする。

- (1) 〇〇〇コース

授業科目	内 容	週当たり授業時数等
〇〇〇〇〇		〇時間（〇週）
〇〇〇〇〇		〇時間（〇週）
計		〇時間（〇週）

- (2) 〇〇〇コース

.....

(学習の評価)

第9条 学習の評価は、試験成績、出席状況、〇〇〇等を総合して決定し、〇段階評価とする。

(教職員組織)

第10条 本学に次の教職員を置く。

- (1) 校長
- (2) 主任教員
- (3) 教員 〇人以上（うち専任〇人以上）
- (4) 生活指導担当者 〇人以上（うち専任〇人以上）
- (5) 事務職員 〇人以上（うち専任〇人以上）

2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。

3 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

《職員会議等の会議に関する規定を置くことも可》

第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第11条 本学への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

- (1) 12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者
- (2) 年齢が18歳以上の者
- (3) 正当な手続によって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者
- (4) 信頼のおける保証人を有する者

.....

(入学時期)

第12条 本学への入学は、年1回（又は年2回）とし、その時期は、○月（又は○月及び○月）とする。

(入学手続)

第13条 本学への入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本学に入学しようとする者は、本学が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第19条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続を完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本学に入学を許可された者は、指定期日までに第19条に定める入学金及び必要な書類を添えて、入学の手続きをしなければならない。

(休学・復学)

第14条 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、○日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届けに、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

2 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第15条 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(修了・卒業の認定)

第16条 校長は、教育課程で定められた各授業科目について第9条に定める学習評価を行い、一定の評価を受けた者に対して当該科目の修了を認定する。

2 校長は、本学の所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。

(褒賞)

第17条 校長は、成績優秀かつ他の生徒の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

(懲戒処分)

第18条 生徒が、この学則その他本学の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、校長は、当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。

2 懲戒処分の種類は、訓告、停学及び退学の3種とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対してのみ行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第5章 生徒納付金

(生徒納付金)

第19条 本学の生徒納付金は、次のとおりとする。

- (1) 入学検定料 〇〇〇円
 - (2) 入 学 金 〇〇〇円
 - (3) 授 業 料 〇〇〇円 (月額)
-

(納入)

- 第20条** 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。
- 2 生徒が休学した場合、前項の規定にかかわらず、その始期に属する月（の翌月）から授業料を免除することがある。
 - 3 特別の事由がある場合、第1項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

(滞納)

第21条 生徒が、正当な理由なく、かつ、所定の手続を行わずに、授業料を〇月以上滞納し、その後においても納入の見込みのない場合には、校長は、当該生徒に対して退学を命ずることができる。

(生徒納付金の返還)

第22条 既に納入した生徒納付金は、原則として返還しない。

第6章 雑 則

(寄宿舎)

第23条 寄宿舎に関する事項は、校長が別に定める。

(健康診断)

第24条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

(細則)

第25条 この学則の施行についての細則は、校長が別に定める。

附 則

この学則は、平成〇年〇月〇日から施行する。